

## 学校において予防すべき感染症について(お知らせ)

次の病気は学校において予防すべき感染症です。これらの病気にかかったときは、学校保健安全法の規定により、本人の早期回復と他児童への感染を防ぐため、出席を停止する処置をとることになっています。ただし、欠席の扱いにはなりません。

お子さまは感染症に罹患あるいはその疑いがありますので、医師の診察を受け、下の登校許可証に証明していただき、登校時に学校へ提出してください。

| 感 染 症 名         | 出席停止の期間 (ただし、医師の許可がおりるまで)                    |
|-----------------|----------------------------------------------|
| インフルエンザ         | 発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで  |
| 百日咳             | 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで           |
| 麻疹(はしか)         | 解熱した後3日を経過するまで                               |
| 風しん             | 発しんが消失するまで                                   |
| 水痘(みずぼうそう)      | 全ての発しんが痂皮(かさぶた)化するまで                         |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで |
| 咽頭結膜熱(プール熱)     | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                          |
| 結核              | 症状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで        |
| 髄膜炎菌性髄膜炎        |                                              |
| 腸管出血性大腸菌感染症     |                                              |
| 流行性角結膜炎         |                                              |
| 急性出血性結膜炎        |                                              |
| その他の感染症         |                                              |

## 〈 登校許可証 〉

玉宮小学校長宛

年 氏名

病 名

令和 年 月 日から登校することを許可します。

令和 年 月 日

医師名

印